

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年6月9日答申分

○答申の概要

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000278号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100005号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年9月16日から平成20年7月15日まで
② 平成24年5月初から同年9月末まで

請求期間①について、私は、A社に勤務し、C市D区E地区に所在した工場においてF業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間①を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、B社に勤務し、G業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間②を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された健康診断結果票、A社を支払者とする平成18年分給与所得の源泉徴収票(以下「平成18年分源泉徴収票」という。)及び雇用保険の加入記録により、請求者は、期間は特定できないものの、請求期間①の一部において、同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、閉鎖事項全部証明書によると、A社は平成22年8月31日に解散していることが確認できることから、同社の請求期間①及び解散時の代表取締役であり清算人でもある者が、履歴事項全部証明書により代表取締役であることが確認できるH社に対して照会を行ったところ、同社は、A社の承継会社であり、平成22年3月に同社を吸収したが、同社及び請求者に係る資料は、保存期限経過により保

管していないため、請求者の在籍を確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付並びに厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者が氏名を挙げた二人に対して照会を行ったところ、そのうち一人から、請求者がA社にパートとして在籍し、H社の工場に派遣され勤務していたことは覚えている旨の回答は得られたが、請求者の請求期間①に係る勤務実態について具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、平成18年分源泉徴収票によると、社会保険料等の金額は0円であることが確認できることから、平成18年に請求者に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

加えて、請求者から提出された郵便貯金総合口座通帳（以下「郵便貯金通帳」という。）によると、平成19年3月から平成20年8月までの期間において、毎月10日前後に給与が振り込まれていることが確認できること、H社の回答及び請求者に係る雇用保険の加入記録から、当該給与は、A社に係る給与であると推認できる。しかしながら、請求者は、平成18年分源泉徴収票以外の給与所得の源泉徴収票は見当たらない旨陳述していること、C市は、平成17年度分から平成21年度分までの住民税に関する課税資料は、保存期限経過のため回答できないとしていること、I税務署は、申告資料の保存年限は7年間であるため、平成25年より前のものは保管していない旨回答していること、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無いことから、当該郵便貯金通帳により確認できる給与の振込額から厚生年金保険料の控除を推認することができない。

また、H社は、A社は当社にパートを派遣していた当社の子会社であり、A社から当社に派遣されていた者の給与事務や雇用保険事務は、当社で行っていたが、社会保険に加入していた者はいなかったと思う旨回答している。また、請求者は、A社において厚生年金の被保険者になっていないことは分かっており、平成20年頃に当時の年金制度では、年金加入期間が25年なければ、年金を受給できないことを知り、同社に厚生年金保険に加入させてほしい旨申し出たが、加入させてもらえなかったため、同社を退職した旨陳述している。さらに、C市から提出された請求者に係る「国保個人履歴画面」によると、請求者は、平成16年9月22日から平成20年8月11日までの期間について、国民健康保険の被保険者であることが確認できる。これらのことから、請求者は、A社において、厚生年金保険の被保険者として取り扱われていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社は、平成7年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、請求期間①において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、B社における被保険者記録は確認できない上、閉鎖事項全部証明書によると、同社は令和元年12月11日に解散していることから、請求期間②及び解散時の同社の代表取締役（以下「元事業主」という。）に照会を行ったところ、元事業主は、請求者とそもそも雇用契約はしておらず、請求者は同社に勤務していない旨回答している。

また、請求期間②に係るB社の仕事の紹介者として請求者が氏名を挙げている者は、元事業主から仕事があるので人を紹介してほしいと頼まれたため、請求者に紹介したが、自分は紹介しただけであり、請求者の同社における仕事内容や勤務日数、給料など具体的な勤務実態や雇用形態については全く分からない旨陳述しており、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、請求者は、元事業主から、給与として1回だけ封筒に入った現金10万円を受け取ったとして当該封筒を提出しており、元事業主に対して請求者の主張及び当該封筒について照会を行ったが、元事業主は、前述のとおり、請求者とそもそも雇用契約はしていない旨回答している。また、請求者は、元事業主から給与明細書はもらっていない旨陳述している上、当該封筒には、「中間御支払い ¥100,000.-」の記載しか確認できないことから、当該10万円から厚生年金保険料が控除されていたか確認できない。

加えて、C市から提出された請求者に係る「平成25年度（平成24年分）所得状況等について（回答）」によると、給与収入金額は0円であり、社会保険料控除額もないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求期間②にB社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。